

尼崎市 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 3 月

平成 29 年 11 月改訂

平成 30 年 5 月改訂

尼崎市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒に関係する交通事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について関係機関で協議を行ってきたところです。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「尼崎市通学路交通安全プログラム（以下、「プログラム」という。）」を策定しました。

今後は、プログラムに基づき、関係機関が連携し、児童生徒が安全に登下校できるように通学路の安全確保を図っていくものとします。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下の機関をメンバーとする「尼崎市通学路安全推進会議（以下「会議」という。）」を設置しました。

(1) 構成機関

- ・ 尼崎市教育委員会事務局学校運営部 学校保健課
- ・ 尼崎市都市整備局土木部 道路維持担当
- ・ 尼崎市危機管理安全局危機管理安全部 生活安全課
- ・ 尼崎南警察署 交通課
- ・ 尼崎東警察署 交通課
- ・ 尼崎北警察署 交通課
- ・ 兵庫国道工事事務所 神戸維持出張所
- ・ 兵庫国道工事事務所 西宮維持出張所
- ・ 兵庫県西宮土木事務所 道路第2課

(2) 尼崎市通学路安全推進会議

- ・ 会議は構成機関の課長及び実務担当者で構成し、座長は尼崎市学校保健課長が務める。
- ・ 会議は座長が必要に応じ、招集する。
- ・ 会議の事務局は尼崎市教育委員会事務局学校教育部学校保健課に置く。

3 取組方針

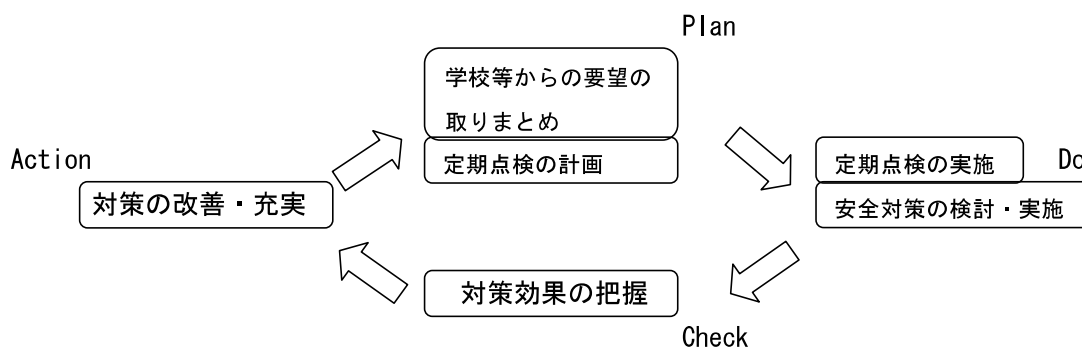
(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も市立小・中・特別支援学校や市立幼稚園（以下、「学校等」という。）からの要望に対して担当する関係機関が必要に応じて定期的な点検を継続するとともに、対策を実施した後は、学校等へ対策実施後の効果把握のため、調査を行い、対策の改善・充実を行います。

また、道路管理者が通学路の安全確保を図るために行う安全対策について、関係者間の調整を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な点検

毎年4月以降、学校等が、通学路を調査して危険箇所の抽出を行い、「通学・通園路に係る交通安全施設等の新設・改修希望調査票（以下、「調査票」という。）」を作成します。

関係機関が調査票に基づいて点検を行うとともに、必要に応じて、学校等、保護者、地域を加えた合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

点検の結果から明らかになった安全対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じた具体的な実施メニューを検討します。

対策メニューの一例（イメージについては別添資料①参照）

| 実施主体 | 対策メニュー | | | |
|--------------|------------------|---------------------|------------------|--------|
| 教育委員会 学校等 | ① 児童生徒への 安全教育 | ② 見守り活動の 強化 | ③ 通学路の再検 討 | |
| 道路管理者 | ① 歩道の拡幅・ 再整備 | ② 自転車通行空 間の整備 | ③ 交通安全施設 類の設置 | ④ 路面表示 |
| 交通管理者 | ① 規制に関わる こと | ② 取り締まり | | |
| 生活安全担当 | ① 交通安全教室 の実施 | ② 歩行者ストッ プマークの設置 | ③ 危険箇所の周 知 | |

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

安全対策が連続的で大規模となる箇所については、予め「通学路対策路線」として設定し、長期的に対策を実施していきます。（別添資料②通学路対策事業予定路線一覧表）

(5) 対策効果の把握

対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策を実施後、学校等へ調査を行い、対策実施後の効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後は、定期点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

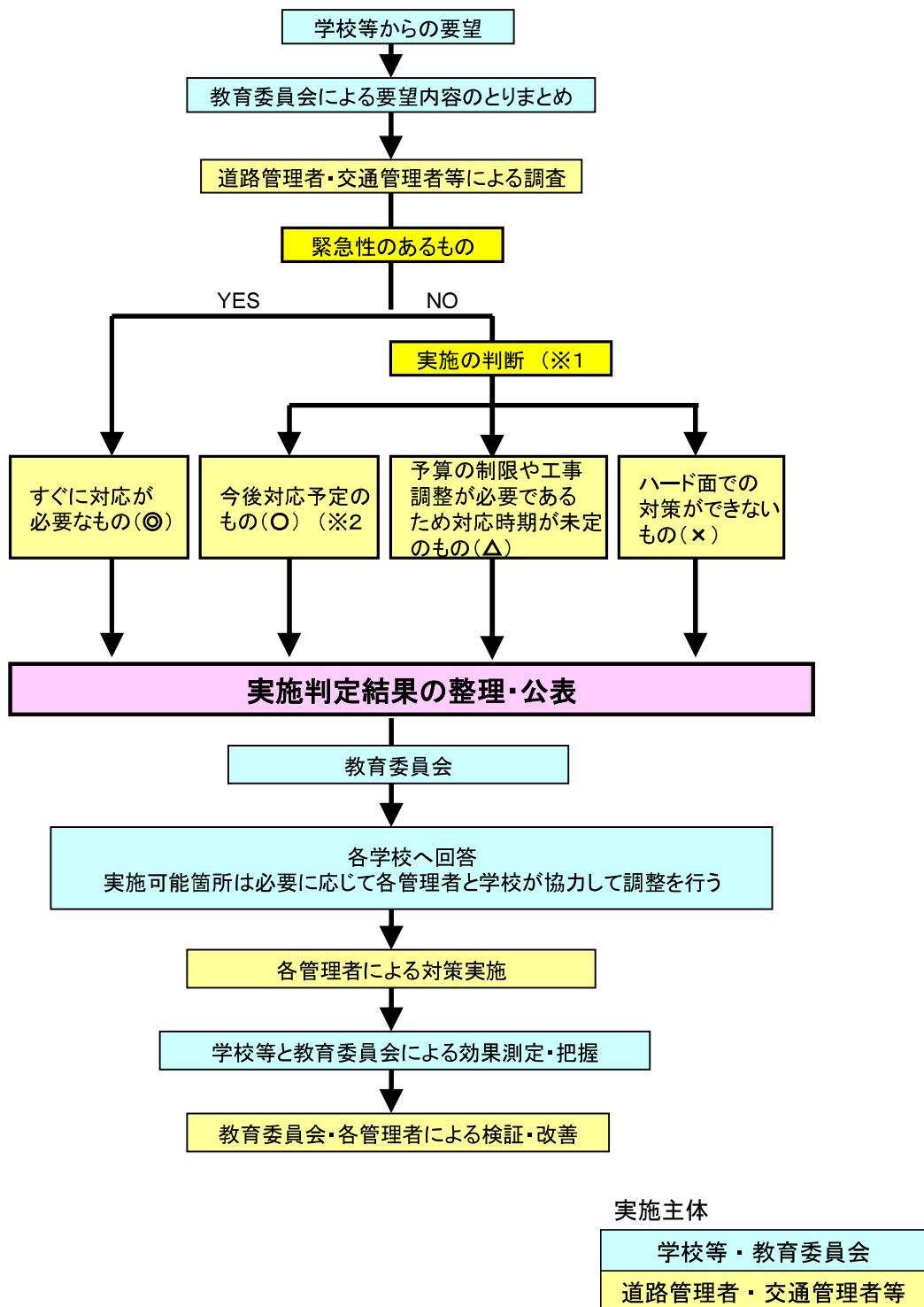
4 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため、学校等の「通学路対策箇所図」(別添資料③)及び「学校別対策箇所予定表」(別添資料④)を作成し、公表します。

5 その他



プログラムの改定については、随時関係者間の調整、協議を行い、その結果をプログラムに反映するものとします。

(参考) 通学路の整備の流れ







※1：土地所有者や占有者、周辺住民との調整は可能か等の可否を判断し、関係法令や構造基準・技術基準に適合している工事が判断します。
また、工事規模を確定し、予算化の判断をします。

※2：要望内容と異なるが、代替の対応が可能なものを含みます。

| 対策分類 | 具体策 | 実例写真 |
|------------|-----------------------------------|---|
| 歩道の拡幅・再整備等 | 歩道の拡幅 |  |
| | 側溝の蓋かけ |  |
| | 歩車道境界ブロックのバリアフリー化 (歩道と車道の段差解消) |  |
| 自転車通行空間の整備 | 自転車道 |  |
| | 自転車レーン |  |
| | 歩道の通行位置明示 |  |
| | 路肩拡幅 |  |

| 対策分類 | 具体策 | 実例写真 |
|------------|--------|---|
| 交通安全施設類の設置 | ガードレール |  |
| | 防護柵 |  |
| | 車止め |  |
| | カーブミラー |  |
| | 街路灯 |  |
| | 巻きシート |  |

| 対策分類 | 具体策 | 実例写真 |
|------|-------------|--|
| 路面表示 | 区画線の設置、引き直し |  |
| | 通学路(文)マーク |  |
| | 交差点マーク |  |
| | 路肩のカラー舗装 |  |

通学路対策事業予定路線一覧表(案)

別添資料②

(市道)

H30.5時点

| 番号 | 路線名 | 箇所・住所 | 通学路の状況・危険の内容 | 対策内容 | 事業主体 | 対策年度(予定) | 関係学校 |
|----|-----------------------|----------------|---|------------------|------|----------|-------------------------|
| ① | 武庫之荘南都区画第5号線 | 尼崎市南武庫之荘2丁目 | 歩道幅員が2m未満の箇所あり | 歩道の拡幅 | 尼崎市 | 施行済(H27) | 立花西小学校 南武庫之荘中学校 |
| ② | 省線以南第2号線 (都)長洲久々知線 | 尼崎市長洲西通1丁目 | 歩道上の児童と自転車の錯綜 | 歩道の拡幅、自転車通行空間の整備 | 尼崎市 | 施行済(H27) | 清和小学校 小田南中学校 尼崎高校 |
| ③ | 市道第96号線 (都)常光寺難波線 | 尼崎市扶桑町～長洲本通1丁目 | 歩道上の児童と自転車の錯綜 | 自転車通行空間の整備 | 尼崎市 | H27～H34 | 金養寺小学校 成良中学校 |
| ④ | 湖江小浜線 (都)尼崎駅前3号線 | 尼崎市湖江4丁目～湖江5丁目 | 歩道なし 路肩を通行する児童と自転車、自動車の錯綜 | 歩道の新設 | 尼崎市 | H27～H34 | 湖小学校 大成中学校 |
| ⑤ | 久々知長洲線 (都)長洲久々知線 | 尼崎市湖江4丁目～湖江5丁目 | 歩道幅員が2m未満の箇所あり | 歩道の拡幅 | 尼崎市 | H27～H34 | 湖小学校 大成中学校 |
| ⑥ | 穴太東園田線 (都)園田豊中線 | 尼崎市東園田町5丁目 | 歩道や車道に駐輪している自転車が多く、児童が道りにくい。駐輪対策をしてほしい。 | 歩道の新設(駅前広場の整備) | 尼崎市 | H30～H33 | 園和小学校 |

(県道)

| 番号 | 路線名 | 箇所・住所 | 通学路の状況・危険の内容 | 対策内容 | 事業主体 | 対策年度(予定) | 関係学校 |
|----|-----------------------|---------------|---------------------|---------------------------|------|----------|--|
| ① | (主)大阪伊丹線 (一)高田久々知線 | 尼崎市高田町～下坂部 | 渡打ち歩道、歩道上の児童と自転車の錯綜 | 歩道リニューアル、自転車道整備 | 兵庫県 | ～H32 | 小園小学校 浜小学校 下坂部小学校 |
| ② | (主)大阪伊丹線 | 尼崎市久々知～上坂部 | 渡打ち歩道、歩道上の児童と自転車の錯綜 | 歩道リニューアル、自転車道整備 | 兵庫県 | ～H31 | 園田南小学校 小園小学校 |
| ③ | (一)西宮豊中線 | 尼崎市塚口町～塚口本町 | 渡打ち歩道、歩道上の児童と自転車の錯綜 | 歩道リニューアル、自転車レーン整備 | 兵庫県 | H27～H31 | 塚口小学校 |
| ④ | (一)西宮豊中線 | 尼崎市瓦宮 | 宮園橋橋脚歩道上の児童と自転車の錯綜 | 橋脚歩道橋拡幅 | 兵庫県 | 施行済(H27) | 園田小学校 |
| ⑤ | (主)尼崎池田線 | 尼崎市南塚口町～東塚口町 | 渡打ち歩道 | 歩道リニューアル | 兵庫県 | H27～H34 | 上坂部小学校 名和小学校 |
| ⑥ | (主)尼崎停車場線 | 尼崎市長洲東通～杭瀬北新町 | 渡打ち歩道、歩道上の児童と自転車の錯綜 | 歩道リニューアル、自転車道整備 | 兵庫県 | H27～H34 | 清和小学校 長洲小学校 |
| ⑦ | (一)尼崎港徳院線(元浜) | 尼崎市大浜町～元浜町 | 歩道幅員が2m未満の箇所あり | 歩道の拡幅、無電柱化 | 兵庫県 | ～H29 | 西小学校 啓明中学校 |
| ⑧ | (主)尼崎宝塚線(阪急立体) | 尼崎市南武庫之荘～武庫町 | 歩道幅員が2m未満の箇所あり | 歩道の拡幅 | 兵庫県 | H28～H35 | 武庫南小、武庫東小、立花西小 武庫真中、南武庫之荘中、武庫中 武庫荘総合高校 |
| ⑨ | (主)尼崎宝塚線(武庫) | 尼崎市武庫の里～西昆陽 | 歩道幅員が2m未満の箇所あり | 歩道の拡幅 | 兵庫県 | ～H35 | 武庫の里小、武庫東小 武庫真中、武庫中、菅陽中 武庫荘総合高校 |
| ⑩ | (主)尼崎港線 | 尼崎市御園町～昭和通3丁目 | 歩道上の生徒と自転車の錯綜 | 歩道の拡幅、無電柱化、 自転車通行空間の整備 | 兵庫県 | H30～H37 | 成良中学校 |

※今後点検等により路線・箇所が追加になる可能性があります。
※事業期間については、社会情勢や予算により変更となる可能性があります。

通学路対策事業予定路線位置図



通学路対策箇所図(〇〇小学校)

【対策検討メンバー】
 ・教育委員会、学校、PTA
 ・道路管理者
 ・警察署

<27-5> 評価〇(※2)
 ・歩道の設置要望。



<対策メニュー>
 ・路面表示や巻きシートなど
 ・(警察)道路標示塗り直し

<27-7> 評価※1
 ・歩道の設置要望。



<対策メニュー>
 ・(教育)危険箇所ボランティア

<27-8> 評価〇
 ・歩道溜り部の設置要望。



<対策メニュー>
 ・外側線の設置

<27-1> 評価△
 ・歩車道の分離要望。

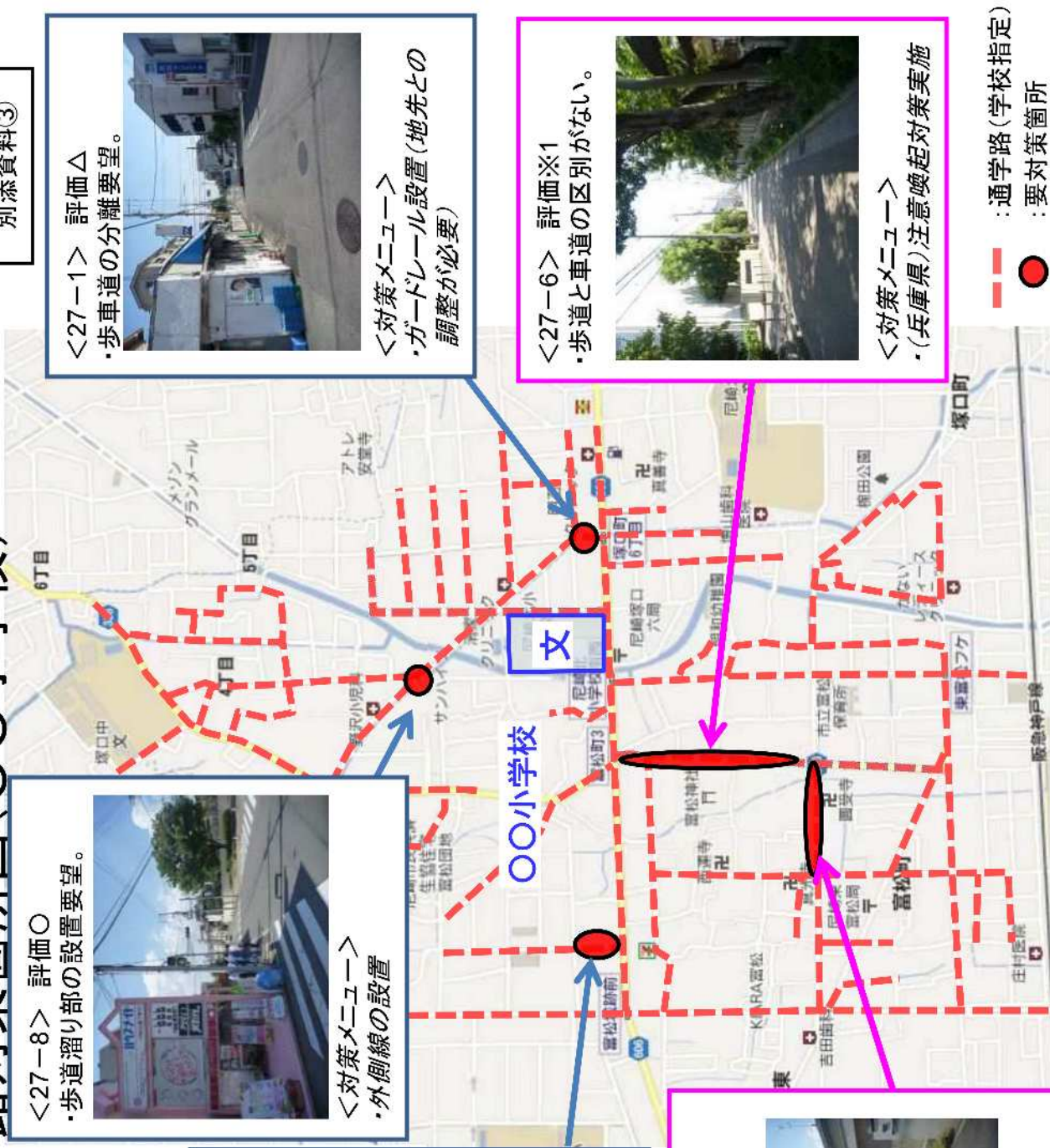


<対策メニュー>
 ・ガードレール設置(地先との調整が必要)

<27-6> 評価※1
 ・歩道と車道の区別がない。



<対策メニュー>
 ・(兵庫県)注意喚起対策実施



--- : 通学路(学校指定)
 ● : 要対策箇所

別添資料③

別添資料④

| 学校 No. | 学校名 | 危険箇所・注意箇所 | 危険の内容等 | 点検内容 | 対応内容 | 工事実施 の可否 | 道路 維持 H26 | 県 H26 | 国 H26 | 公安 H26 | 生活安全 H26 |
|-----------|-------|---------------|--|---------------------------------------|--|-------------|-----------------|----------|----------|-----------|-------------|
| 1 | 〇〇幼稚園 | 〇〇小学校敷地 | ※1により、ベンチがはみ出ており、身体にささる危険がある。首くなくており、歩道側の柵を修理してほしい。 | 【重要事項】 ・歩道側の柵 【危険事項】 | H〇〇年度に詳細調査し、対策方法を検討します。 | △ | ○ | | | | |
| 3 | 〇〇小学校 | 小学校の門から敷地に出る所 | 幼稚園から出てすぐの道はカーブにかかっていて、車がいきなり来るので、予知が出来るようにガードの設置が必要である。 | 【重要事項】 ・カーブガードの設置 【危険事項】 | 後述の安全が確保できるのでカーブガードの設置はできませんが、注意喚起のため巻きシートを設置しました。 | ○(※2) | ○ | | | | |
| 4 | 〇〇小学校 | 〇〇町〇丁目 | スピードが出ていることあるので、警察等の取り締まりが出来ないが検討していただきたい。 | 【重要事項】 ・歩道側向中の通行車道の取り締まり 【危険事項】 | 取り締まりを強化します。 | ※1 | | | | ○ | |
| 5 | 〇〇小学校 | 〇〇町〇丁目 | 視界が多く、通学時に直み合う。路上駐車もあり、一方通行ではないが、視界が広く危険である。 | 【重要事項】 ・視界の安全対策 【危険事項】 | 巻きシートを設置しました。 | ○ | ○ | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |